

令和5年度 児童生徒の不登校の状況について

(1) 不登校の定義

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

(2) 調査結果の概要

()内は令和4年度の数値

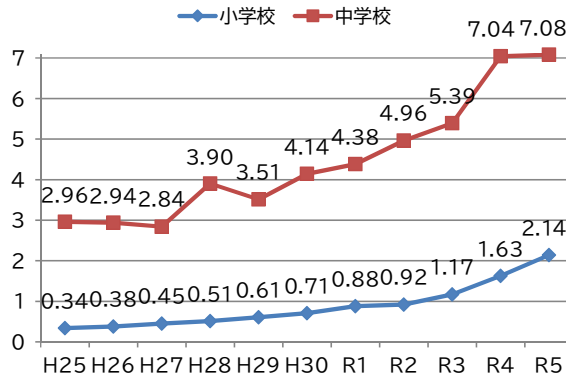
項目	学校数	不登校在籍 学校数	不登校		
			児童・生徒数	出現率(%)	学校復帰率 (%)
小学校	46 (46)	46 (46)	551 (416)	2.14 (1.63)	55 (33)
中学校	24 (24)	24 (24)	592 (586)	7.08 (7.04)	69 (20)
校内別室指導 支援員配置校	15	15	405 (432)	5.76 (6.08)	67 (28)

不登校児童・生徒数は、小学校551人(2.14%)、中学校592人(7.08%)であり、前年度と比較すると、出現率は小学校で0.51ポイント、中学校で0.04ポイントの増加となっている。また、不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校で55%、中学校は69%であり、前年度と比較するとそれぞれ大幅に増加している。

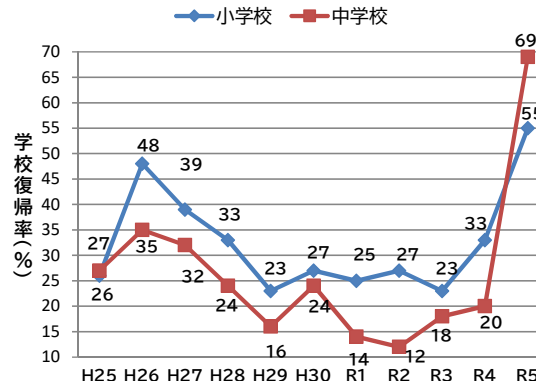
令和5年度の校内別室指導支援員配置校(小学校3校、中学校12校)においては、前年度と比較すると、出現率は減少し、学校復帰率は大幅に増加している。

※()内は出現率、学校復帰率とは「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合である。

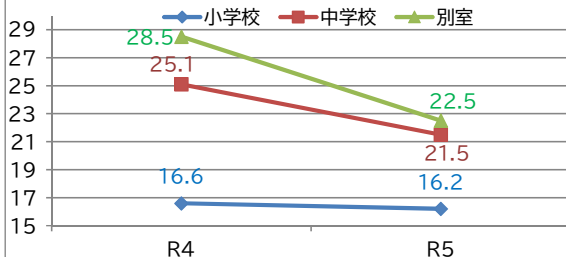
①不登校児童・生徒の出現率(%)



②学校復帰率(%)



③不登校児童・生徒のうち学年教員以外の支援ゼロの児童・生徒の割合(%)



①から③のグラフについて

- ①不登校児童・生徒の出現率のグラフについて
出現率は、小学校、中学校ともに増加している。しかし、中学校では0.04ポイントの増加に抑えられている。これは、国や東京都の増加よりも低い値である。
- ②学校復帰率のグラフについて
前年度と比較すると、小学校、中学校ともに大幅に増加し、過去最高となった。これは、国や東京都よりも高い値である。
- ③不登校児童・生徒のうち学年教員以外の支援ゼロの児童・生徒の割合のグラフについて
「支援ゼロの児童・生徒」とは、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校内外の機関等で専門的な相談指導を受けていない児童・生徒のことである。前年度と比較すると、小学校、中学校ともに改善が見られる。特に校内別室指導支援員配置校は大幅に低下した。

(3) これまでの取組

- ① 令和6年3月に「KOTO こどもかがやきプラン」(江東区不登校総合対策(第3次))を策定。不登校児童・生徒だけでなく、江東区のすべてのこどもたちのために、「目指す姿」「実現させる取組」を示す。
- ② 不登校担当者連絡会(年4回)・不登校未然防止連絡会(年2回)の実施。小・中学校間で連携した対応策等を協議。
- ③ 区独自に不登校調査の実施(分析結果を未然防止、改善に生かす)。
- ④ スクールソーシャルワーカー(SSW)を積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実。
- ⑤ 令和3年度より、ブリッジスクールに区費スクールカウンセラー(3名)を配置。
- ⑥ 増加する不登校児童・生徒に対応するために、ブリッジスクールへの入室対象学年を小学校1年生～中学校3年生までに拡大するとともに、通室日数の制限をなくす。
- ⑦ 東大島教室をもみじ幼稚園跡地に移転し、受け入れ人数を増加。
- ⑧ 登校しぶりの児童・生徒への登校支援として「学校と家庭の連携事業」の支援員を活用(令和5年度は小学校3校、中学校4校)。
- ⑨ 不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する、教室以外の居場所における支援を行うことを目的として「校内別室指導支援員配置事業」を令和5年度より実施(小学校3校 中学校12校)。

【令和5年度ブリッジスクール在籍児童・生徒数】 ()内は令和4年度の数値

教室	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
合計	2 (2)	6 (4)	13 (5)	15 (10)	17 (11)	33 (13)	32 (38)	52 (66)	55 (47)	225 (196)

*中3生(55名)進路先
都立高校(28)、私立高校(5)、サポート校(22)

(4) 今後の対応

- ① 「KOTO こどもかがやきプラン」(江東区不登校総合対策(第3次))に基づき、児童・生徒一人一人の状況に合わせた支援の一層の充実を図る。
- ② 不登校児童・生徒のニーズに応じて選択できるよう、ブリッジスクール、校内別室、バーチャルラーニングプラットフォーム(仮想空間における児童・生徒支援)等の環境を整備していく。
- ③ 効果的にオンラインを活用することにより、学校での学習と家庭での学習のより一層の連携を図る。
- ④ 多様化する不登校児童・生徒の状況に対応し、専門機関等による支援ゼロの児童・生徒ゼロを実現するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援を充実させる。
- ⑤ 不登校対応巡回教員等の配置により、各校の不登校未然防止、早期対応の力を向上させていく。
- ⑥ 校内別室指導支援員配置校を拡充し、より多くの学校において校内別室指導が行われるようにしていく。

令和5年度 児童生徒のいじめの状況について

令和6年12月9日
指導室

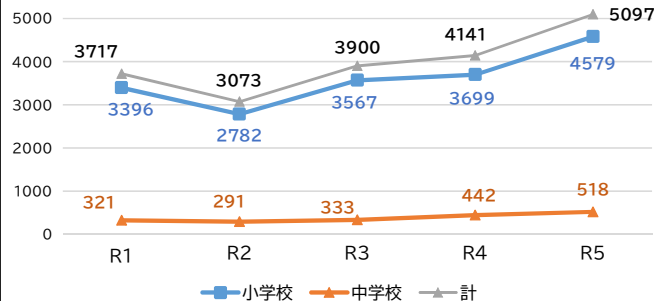
(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

(2) 調査結果の概要

校種	項目	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	認知件数	3,396	2,782	3,567	3,699	4,579
	解消しているものの割合	76.2%	76.6%	75.7%	84.5%	73.8%
中学校	認知件数	321	291	333	442	518
	解消しているものの割合	76.3%	72.9%	74.2%	87.1%	74.9%
計	認知件数	3,717	3,073	3,900	4,141	5,097
	解消しているものの割合	76.2%	76.2%	75.6%	84.8%	73.9%

いじめ認知件数

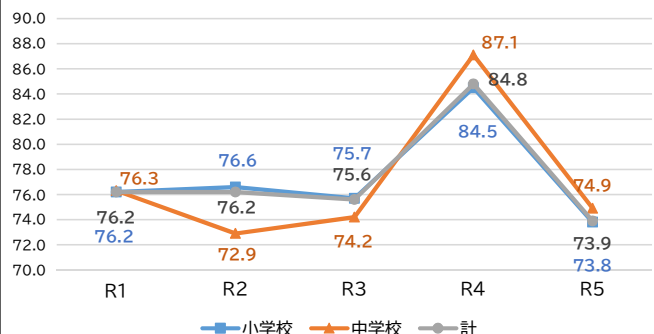


いじめの認知件数は、小学校 4,579 件、中学校 518 件、計 5,097 件であり、前年度より小学校で 880 件の増加、中学校で 76 件の増加である。

令和2年度は減少したが、令和3年度は様々な教育活動が再開したことによりいじめ認知件数も増加し、令和5年度についても増加傾向にある。

※いじめの認知件数は、令和5年度間において、いじめの定義に該当するいじめを受けた児童・生徒ごとに1件として数える。

解消しているものの割合



解消しているものの割合は、小学校 73.8%、中学校 74.9%、計 73.9%である。前年度より小学校で 12.2%の減少、中学校で 10.9%の減少している。これは、安易にいじめを解消とせず、学校が丁寧に取り組んでいる傾向とも考えられる。

※解消しているものの割合については、令和6年3月31日現在の割合である。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) これまでの取組

- ① 「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」の策定（平成30年3月に改定）。リーフレット『「いじめ見逃し0」をめざす』を全校に配布。
- ② 「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催。区又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項について協議。
- ③ 全校で「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中心とする組織的ないじめ防止対策を行う。また、ふれあい月間における「教員シート」の活用し、「PDCAサイクルによる評価・改善」を実施。
- ④ 「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」に基づき、全校で「学校いじめ防止に関する年間計画」を作成。いじめに関する教員研修を年間3回以上実施するとともに、いじめに関する授業を年間3回以上実施。全児童・生徒対象の年間3回以上のいじめアンケートを実施。DVD教材等を活用した「SOSの出し方教育」の実施。
- ⑤ 「江東区連携教育の日」において、いじめ問題をテーマに協議を実施。連携グループごとに、保幼小中が連携したいじめ対策について協議。
- ⑥ 中学生による出前授業の実施など、小学校と中学校が連携して児童・生徒主体となったいじめ未然防止の取組を行う。

(4) 今後の対応

- ① 「Action24」をテーマとして、全ての教職員が「その日のうちに行動する」ことを意識し、早期発見・早期支援等、実効的な取組を推進する。
- ② 引き続き、全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を正しく理解し、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」の取組を徹底することにより、実効的ないじめ防止対策を推進する。
- ③ 「いじめは絶対に許さない」という学校（学級）風土を築くため、児童・生徒主体となった取組を一層推進するとともに、多様性を認め、自他を尊重し、人権を侵害しない態度を育成するための人権教育を推進する。
- ④ ICT機器等を利用して、他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「GIGAワークブックとうきょう」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を推進する。
- ⑤ 「重大事態」に至ることなく、いじめ問題の早期解決を図るために、日ごろから教職員がいじめへのアンテナを高くして、定義に基づく確実ないじめの認知を行うとともに、「学校いじめ対策委員会」を中心とする組織的な対応の一層の促進を図る。

※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。